

申 請

平成 23 年 6 月 20 日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人 殿

福島県知事  
佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき平成 23 年 5 月 13 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

- 1 福島県国見町及び天栄村において産出されたたけのこ
- 2 解除を申請する理由：別紙参照

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

### 1 出荷制限を解除する範囲

たけのこ：国見町及び天栄村

### 2 現在までの検査結果

#### (1) 国見町

5月12日の検査結果において、国見町光明寺の検査地点から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから、国見町の「たけのこ」のモニタリング調査の強化と、今後の出荷制限指示解除に向けた検証のため、「たけのこ」の発生状況を竹林所有者等に確認しながら、「たけのこ」が発生している箇所はすべて検査するとの方針により、以下の3箇所について検査を行った結果、6月7日以降すべての検査箇所が暫定規制値を下回った。

#### ①国見町光明寺地点

福島第1原子力発電所（以下「発電所」という。）から直線距離で約66km離れており、5月12日、22日及び29日の検査で暫定規制値を上回り、その後、同地点からの「たけのこ」の発生が終了したため、検体を採取することができなかった。

#### ②国見町高城地点

暫定規制値を超過した検査地点（①国見町光明寺）からの直線距離が約1kmで同一斜面上にある地点であり、6月7日以降の検査結果は暫定規制値を下回っている。

#### ③国見町西大枝地点

発電所から直線距離で約64km離れており、6月20日の検査結果は暫定規制値を下回っている。

#### 【国見町の検査実施状況】

（単位：Bq/kg）

採取	判明	① 国見町光明寺		② 国見町高城		③ 国見町西大枝	
		ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム
5/9	5/12	未検出	<u>1,640</u>	—	—	—	—
5/19	5/22	未検出	<u>1,030</u>	—	—	—	—
5/26	5/29	未検出	<u>630</u>	—	—	—	—
6/2	6/7	—	—	未検出	490	—	—
6/9	6/13	—	—	未検出	450	—	—
6/16	6/20	—	—	未検出	400	未検出	250

※ 暫定規制値を超過した「①国見町光明寺」について、放射性物質の変化を検証するため継続的に検査を実施したが、たけのこは自然発生するものであるため、6/7以降は検体を採取することができず検査を行うことが出来なかった。

このため、超過地点「①国見町光明寺」から直線距離約1kmで、超過地点と同一斜面上にあり、かつ空間放射線量も同等である「②国見町高城」を、超過地点の「①国見町光明寺」と同一の検査ポイントと見なして、6/7以降、検体を採取し継続的に検査を行った。（この2地点の最新の空間放射線量データは4/13のものであるが、各地で観測されている空間放射線量を見ると、3月中旬以降は一貫して減少傾向にあることから、現時点においてこれら2地点の土壤中の放射性物質濃度が増加してはいないものと判断した。）

この結果、放射性セシウムの検出値が暫定規制値を下回っており、他の検査地点である「③国見町西

大枝」においても、6/20の検査結果で、放射性セシウムの検出値が暫定規制値を下回っていることから、今回の申請を行った。

なお、仮に超過地点の「①国見町光明寺」からたけのこを出荷する場合は、出荷を行う前に検査を行うこととする。

<参考：空間放射線量データ（単位： $\mu$  Sv/h）（4/13・国見町）>

- ・①光明寺→地上 1m : 0.85 地上 1cm : 1.3
- ・②高 城→地上 1m : 0.85 地上 1cm : 1.3
- ・③西大枝→地上 1m : 0.90 地上 1cm : 1.2

## (2) 天栄村

5月6日の検査結果において、天栄村飯豊の検査地点から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから、天栄村の「たけのこ」のモニタリング調査の強化と、今後の出荷制限指示解除に向けた検証のため、「たけのこ」の発生状況を竹林所有者等に確認しながら、「たけのこ」が発生している箇所はすべて検査するとの方針により、以下の4箇所について検査を行った結果、6月7日以降すべての検査箇所ですべて暫定規制値を下回った。

### ①天栄村飯豊地点

発電所から直線距離で約6.8 km 離れており、5月6日の検査で暫定規制値を上回り、その後、同地点からの「たけのこ」の発生が終了したため、検体を採取することができなかった。

### ②天栄村牧ノ内地点

発電所から直線距離で約7.6 km 離れており、5月29日の検査で暫定規制値を上回ったが、検体を採取できた6月20日の検査結果は、暫定規制値を下回っている。

### ③天栄村柿ノ内地点

暫定規制値を上回った検査地点（①天栄村飯豊）より、直線距離で約1 km、発電所に近い検査地点であり、5月22日、29日の検査で暫定規制値を下回り、その後、同地点からの「たけのこ」の発生が終了したため、検体を採取することができなかった。

### ④天栄村高林地点

暫定規制値を上回った検査地点（①天栄村飯豊）より、直線距離で約1 km、発電所に近い検査地点であり、6月7日、13日及び6月20日の検査結果は、暫定規制値を下回っている。

## 【天栄村の検査実施状況】

(単位：Bq/kg)

採取	判明	① 天栄村飯豊		② 天栄村牧之内		③ 天栄村柿之内		④ 天栄村高林	
		ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム
5/ 2	5/ 6	未検出	1,040	—	—	—	—	—	—
5/12	5/15	—	—	未検出	450	—	—	—	—
5/19	5/22	—	—	—	—	未検出	280	—	—
5/26	5/29	—	—	未検出	670	未検出	380	—	—
6/ 1	6/ 7	—	—	—	—	—	—	未検出	181
6/ 8	6/13	—	—	—	—	—	—	未検出	149
6/15, 16	6/20	—	—	未検出	129	—	—	未検出	112

※ 暫定規制値を超過した「①天栄村飯豊」について、放射性物質の変化を検証するため検査を実施したが、たけのこは自然発生するものであるため、5/6の検査後、検体を採取することができず検査を行うことが出来なかった。

このため、超過地点「①天栄村飯豊」から直線距離約1kmで、超過地点と同一斜面上にあり、かつ空間放射線量も同等である「③天栄村柿之内」及び「④天栄村高林」を、超過地点の「①天栄村飯豊」と同一の検査ポイントと見なして、5/22以降、検体を採取し継続的に検査を行った。（この3地点の最新の空間放射線量データは4/13のものであるが、各地で観測されている空間放射線量を見ると、3月中旬以降は一貫して減少傾向にあることから、現時点においてこれら3地点の土壌中の放射性物質濃度が増加してはいないものと判断した。）

また、暫定規制値を超過した「②天栄村牧之内」についても、放射性物質の変化を検証するため検査を実施したが、たけのこは自然発生するものであり、当該超過地点の代替地となりうる箇所においても検体を採取することができず検査を行うことが出来なかったが、6/20の検査で検体を採取することができたため検査を行ったところ、放射性セシウムの検出値が暫定規制値を下回っていることを確認することができた。この「②天栄村牧之内」の検査地点については、他の検査地点（①、③、④）より地上1cmの空間放射線量が低く、土壌中の放射性セシウム濃度も低いと推定され、他の継続検査地点においても暫定規制値を下回っていることを踏まえ、今回の申請を行った。

なお、仮に超過地点の「①天栄村飯豊」及び「②天栄村牧之内」からたけのこを出荷する場合は、出荷を行う前に検査を行うこととする。

<参考：空間放射線量データ（単位： $\mu$  Sv/h）（4/13・天栄村）>

- ・①飯 豊→地上 1m：0.92 地上 1cm：2.1
- ・②牧之内→地上 1m：1.1 地上 1cm：1.5
- ・③柿之内→地上 1m：0.92 地上 1cm：2.1
- ・④高 林→地上 1m：0.92 地上 1cm：2.1

### 3 解除後のモニタリング計画

解除後においても、発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、これまでの検査で暫定規制値超過が判明した地点に加え、「たけのこ」の発生状況を確認しながら、町村内発生箇所において、1週間毎に検査を継続する。

<解除後の当面の検査日程（採取日）> 6/23、6/30

また、福島県内で発生している「たけのこ」について、引き続き1週間毎に検査を継続する。

### 4 出荷管理

国見町及び天栄村のJA、直販所等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求め、出荷先等を把握する。

また、これら取組が確実に行われるよう、これら販売先を巡回指導する。

さらに、国見町及び天栄村から出荷される「たけのこ」について、原産地として「国見町」、「天栄村」を表示するよう、JA、直売所等関係者に指導する。

こうした取組の過程で、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

### 5 出荷制限区域の「たけのこ」が出荷されないことの確保

次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

### (1) 採取者対策

引き続き出荷制限指示が継続される8市町村については、これまで同様、採取者に対し、一切の出荷を行わないよう周知する。

### (2) 流通対策

引き続きJA、直販所、卸売り市場に対し、出荷制限指示が継続される8市町村の「たけのこ」を扱わないことや、産地の市町村名を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上及び通販誌の監視を行い、出荷制限指示が継続されている8市町村の「たけのこ」が販売されていないかを確認する。

## 6 モニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

国見町及び天栄村の「たけのこ」の出荷自粛を要請するとともに、周辺地域への広がりを確認するための検査を強化する。